

GSP の利用をお考えの皆様へ

EPA により関税の撤廃・引き下げが約束された品目については、原則として、EPA の発効日当日以降に税関に対して輸入申告する物品については、一般特惠税率の適用対象外となりますので、御留意ください。

但し、一般特惠の対象品目で、経済連携協定において関税の撤廃・引下げの約束をしていない品目及び関税の撤廃・引下げの約束をした品目であっても、一般特惠の税率が経済連携協定の税率を下回る品目については、引き続き一般特惠の対象となります。

(注) ラオス及びミャンマーについては引き続き全ての一般特惠対象品目の適用が可能です。

詳しくは、以下の財務省、税関ホームページをご参照下さい。

- EPA 特惠と一般特惠が併存する品目

[http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/seido\\_tetsuduki/tokkei.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/seido_tetsuduki/tokkei.htm)

- 日・ASEAN 包括的経済連携協定の原産地証明書発給の遅延に対する対応について

[http://www.customs.go.jp/news/news/epa\\_exp/201126asean.htm](http://www.customs.go.jp/news/news/epa_exp/201126asean.htm)